

神社国家護持論を批判する

——高橋智遍師の主張のあやまりを正す——

近 江 幸 正

一、はじめに

最近の宗教界において、靖国神社国営化問題ほど焦眉の問題として意識されてきた問題はないといつてよいであらう。

わが日蓮宗でも、昭和四十四年の第二十二宗会において、靖国神社国営化に反対する決議が行われ、さらに、遺族会ばかりでなく右翼団体の靖国神社国営化の運動の高まりを背景に自民党タカ派や青嵐会などのこの法案期成の動きが高まった時期に、四十九年六月十日付の「日蓮宗新聞」は、この問題の特集を行つて、靖国神社の国営化が、日本の宗教政策の大問題であるだけでなく、日本の将来を、あやまるおそれの強いものであることを指摘した。

ところが、これに対して、日蓮門下の団体である「本化妙宗連盟」の学監高橋智遍師は、同連盟機関紙「妙宗」の八月特別号をもつて、日蓮宗宗会の決議と日蓮宗新聞の所説を攻撃し、神社は宗教でなく、民族倫理、国民道徳であるから、政府は靖国神社法のみならず「神社法人法」を制定し、由緒ある神社を包括して國家護持すべきであると主張し、この冊子を広く日蓮宗寺院にも配布した。

九月六日・七日の両日開かれた日蓮宗中央教化研究会議においてこれが問題となり、前日の運営委員会では、この会議の中でぜひこれに対する批判を行つてほしいという声が強かったので、私は運営委員会の要求にしたがい、急拠第一分科会において、主として神道側の資料と論理を素材として高橋師の所論を批判し大方の出席者の賛同を得た。

その直後、日蓮宗新聞部から「神社非宗教論」批判の執筆依頼があり、私はここで高橋師論文の批判を行おうかと考えて尋ねたところ、字数は四百字原稿用紙五、六枚が限度ということ、それでは高橋師の所論を一々批判するだけのスペースがないことがわかった。新聞部の依頼が「神社非宗教論」一般への批判を書いてほしいということでもあるので、やむを得ず、高橋師の所論も頭におきながら、靖国法案期成の動きの高まりに呼応して、仏教界内部とその周辺のあちこちからいっせいに出版はじめていた「神社非宗教論」に共通する考え方を批判することにとどめざるを得なかった。

しかし、昨年十二月、高橋師は再び「妙宗」の特別号という形で、日蓮宗新聞に執筆した小論批判の冊子を発行された。この二つの「妙宗」特別号の高橋師の所論は、師の宗教学および日本宗教史の知識をあつめ、しかも日蓮聖人遺文に立脚するという形でのべられているので、宗門関係者への影響力は少いとはいえないと思う。

私は「日蓮宗新聞」の小論が紙面、時間の関係もあり不十分な点が多かったので、改めて高橋智遍師の二冊の冊子に対する批判の機会がほしいと思っていたところ、現宗研の所報編集者から原稿依頼を受けたので、喜んでこれに応じることとした。

高橋智遍師の冊子第二冊には、日蓮宗新聞所載の小論を

全文掲載してあるが、ここには同師の所論を全文紹介するスペースがないので、その大筋を読者に知っていただくため、第一冊の巻頭にかかげられた高橋師の自序だけを転記しておきたい。

○

謹しんで我が日蓮宗の

僧俗各位に申し上げます

高橋 智 遍

日蓮聖人の御遺文によれば、あきらかに「神社は宗教ではありません」。神社を宗教だとすることは、御遺文にそむくことです。私はこの小論で、いささかその事をのべました。

一、日本神道はもととアニミズム的宗教として発生し、日本民族の特殊性により、その自然宗教が、祖先神、英雄神に統一されました。

二、仏教の渡来以後、聖徳太子により、日本神道は「宗教の座」を仏教にあげ渡し、神道自身は習俗倫理・国儀典礼という「道徳の座」にいた。

三、聖徳太子以後は千四百年にわたり、神社・神事はすべて国家公共の護持により運営されてきました。それを明治政府からだとするのは、大変なあやまりです。

四、日本の神社を「宗教法人」法に包括したのは、敗

戦時のマ司令部の「神道指令」による政策的・作為的な措置でした。

五、「靖国神社法案」の細部には種々の問題がありまして、靖国神社を宗教なりとして、国家護持に反対するのは、日蓮聖人の宗教の「大義」から申してあやまりと思われます。

六、神社を国家が護持すれば「軍国主義」が復活するといふのは、日本民族の英智と良識を愚弄する左翼の邪推です。

以上のことをこの小篇でいささか論じました。もし、神社を宗教とするなら、日蓮宗は、その檀信徒に対して伊勢神宮・橿原神宮・明治神宮・靖国神社などのすべての「神社祭拜」を、また各地の鎮守・町村の祭礼「みこし」等に参加することを「嚴禁」する「宗制」を発表すべきだと考えられます。何故なら二つの宗教を礼拝することは謗法罪だからです。

○
以上が高橋師の自序の全文である。第二冊の内容は日蓮宗新聞の小論への反批判であるので、第一冊の内容への批判とともにとり上げて文中で反論していきたい。

二、神社は宗教でないか？

高橋師は「神社は宗教ではありません」と断言される。

神社が宗教でなければ神社を国家護持しても憲法の「信教の自由」の規定に反するものではないという論理である。

これについては、日蓮宗新聞にも書いたとおり、まず「宗教」の定義が問題である。宗教の定義は宗教学者の数ほどあるが、その代表的なもの一つに、「宗教とは、神と人との関係である」というものがあり、西欧ではこの定義は相当広く受けいられている。この定義にしたがえば仏は宇宙の創造者でもなければ、統一原理としての超人間的で存在でもなく、「神」ではないから、仏教はこの定義の外にあり、したがって宗教ではなくて大多数の国民の尊崇する教えである。したがって仏教は国家護持してもさしつかえない、いやむしろすべての国民の生活慣習や日本文化のすみずみに浸透している仏教は当然国家護持されるべきものである、ということになる。

この論理がおかしいことは容易にわかるであろう。なぜならば、この定義はキリスト教をもにしたもので、東洋の代表的宗教である仏教のことを頭においていないからである。

ところで、高橋師は、

「一、宇宙を一貫する理法ともなる本尊としての神仏。

二、その神仏より衆生に与えられた教法（経典・教義）

三、その教法によって起こされる行法（修行・儀式）。

四、その宗教の儀表的な人格としての教祖とその信者。」

を文明宗教・創唱宗教の四大要素としてあげており、これは中国の天台大師の法華文句巻四の四一開会の法門にもとづくものといわれるが、「文句」巻第四の所説からこのような定義をひき出すことができるかどうかという疑問は、ここでは一応おくとしても、「文句」に「宗教の定義」を求めること自体に無理がある。「文句」巻第四に説かれる内容をここに紹介するいとまはないが、それはすべて開権顕実、現代風にいかえれば不完全な仏教と完全な仏教についての叙述であって、宗教と宗教でないものについて述べられているのではない。

この高橋師による四大要素は、仏教以外にも、キリスト教やイスラム教などにもあてはめることが可能なものであるが、それは、これらの宗教が、仏教と並ぶ高度な国際宗教であるからであって、その他の宗教のすべてが必ずしもこの四要素をそなえているとは限らないのである。

高橋師は「宇宙を一貫する理法ともなる本尊としての神仏」が文明宗教に不可欠であるのに神道にはそれに当るものが欠けているとされ、これを神道非宗教の重要な理由の一つにあげている。

しかし、すではほろび去ったエジプト、ギリシャ、ローマの古代宗教ばかりでなく、現在インドにおける支配的な宗教であるヒンズー教にも、本来的に本尊に当る神はないのである。ヒンズー教は発達の過程でブラフマー（梵天）

に統一神としての性格を与えて来たが、それはむしろ学説的発達であって、現実のインド民衆の間では、ブラフマーやビシュヌやシバやその他の神々が時に応じて礼拝されているのである。この点、神道も同様で、本来高橋師もいうとおり本尊に当る神はなく、のちに神道家の学説として天御中主や天照大神に統一神としての性格が附与されるようになったのである。そして、それは単なる学説にとどまらず、戦前・戦中の教育の場において天照大神こそ統一神であり、そのみ心の体現者が天皇であるから、この天皇のために生命を捧げることこそ「悠久の大義」に生きることである、という教育がなされて来たのは、われわれの記憶からぬぐい去ることのできない現実であった。これこそ「国民教育」の名をもってした権力による「布教」とよぶべきものであった。

こう書くと高橋師はおそらく、宗教と道徳、布教と教育を混同するものだというであろうが、現実には仏教家が「久遠の本仏」の恩を説き「一心欲見仏」の「不借身命」の信仰を訴えても、学校教育、軍隊教育等の場において、権力が「悠久の大義」に生きるため「大君の辺にこそ死なぬ」の「不借身命」を教える前では、仏教の布教が無力化されるのは必然であった。そして仏教が無力化されただけではなく、そのような「久遠の本仏」の絶対至上を説くことと自身が「国体の本義」を誤らせるおそれの強いものと見

なされ、仏教家は本仏の至高を説くことをさしひかえて敬神を力説せねばならない雰囲気であったことは、高橋師がいくら、そんなことはなかったといわれても、われわれが身をもって味わった事実なのである。

つぎに、高橋師は、神道には教祖がないことを、神道非宗教の証拠にかぞえられるが、これは非創唱宗教である以上当然のことであって、ヒンズー教にも教祖はない。むしろ神道の方が高橋師のいう「儀表的人格」としては天皇が存在しているのであるから、ヒンズー教よりもこの面では宗教的性格が強いということになる。

また、高橋師は神道には「教典」がまったくないといわれるが、一九七三年に東大出版会から発行された「宗教学辞典」には「教典」の項に、「古代インド教の『ヴェーダ』、神道の『古事記』『日本書紀』はじめ、仏教の経典、キリスト教の聖書、イスラム教の『コーラン』などである」と書かれており、宗教学において「古事記」や「書紀」が教典とみなされているのである。高橋師が「まさか古事記、日本書紀の神代巻をもって経典とはできないでしよう」といわれる論拠は示されていないが、それはおそらく、神話であって教えないからということであろう。しかし、ヒンズー教においても実さいに民衆の間で聖典とされているのは「マハーバータ」であって、仏教経典や聖書、コーランとは性格を異にし、バラタ戦争についての伝

説的物語であって、古事記や書紀の性格に近いのである。

教義についても、高橋師は神道教義は幼稚であるといわれるが、ヒンズー教も全体に通ずる組織立った教義がない。なるほど解脱の道が学派によっていろいろ説かれているものの、それは哲学者の関心事であって民衆の実際の信仰は呪術崇拜、アニミズム、祭礼、祖先崇拜である。神道においても私が「日蓮宗新聞」に書いたとおり、幕末以降独自の教義の発達があるのであり、それは高橋師が神道家の学説に過ぎず、それにもとづく布教がないから宗教でないといわれるが、先にも指摘したとおり、軍国主義下にあつてはそれが国民教育の名において代位して行われ、その精神教育の上に立つ行事、神社参拝が強制され「お抜い」や「みそぎ」を受けさせられたのであって、単なる学説の世界にとどまっていたのではない。

そして、高橋師は、結論的に神道は宗教ではなく、習俗・儀式であり道徳であると主張されるが、この点においてもヒンズー教と大差はない。すなわち、十一世紀にイスラム教がインドに入り、これと区別される信仰としてヒンズー教と呼ばれるまでは特定の名はなかったし、今日でもヒンズー教徒の中にはヒーズイズムは宗教ではなく慣習であり、社会制度であると主張する人々がいるのである。しかも、ヒンズー教は全体を統一する教団はなく、儀式・祭礼以外に特別な布教もない。しかしながら、今日、世界の宗

教学界において、ヒンズー教はインドの民族宗教であり、インドの支配的宗教であるということは定説となっているのである。

しかもヒンズー教は、みずからは宗教ではなく民族的慣習であると自称し、インドの人々を生まれながらのヒンズー教徒としてその行事に参加せる中で、仏陀をヒンズーの数多い聖者の一人にかぞえたてることによって、仏教を相対化し、仏教を圧迫して今日に至っているのである。この点も、かつて神道は宗教ではないとって国民すべての神社参拝が強要され、学校・軍隊において神道教育がなされる中で、仏教の権威が低下し、仏教布教が「国民精神涵養」の講話に変容し、仏教の安心が「悠久の大義」の安心へと変質していったのと考え合わせて、ある種の共通性を感ずるのである。

以上、神道とヒンズー教とはその信仰内容に大きなへだたりがあるにかかわらず、民族宗教としてのパターンは非常に近いものがあり、ヒンズー教がインドの民族宗教であるが如く、神道が日本の民族宗教であることがよくわかるのである。

世界各国にさまざまな類型の宗教があることを知った近代以後の宗教学では、高橋師のように、特定の宗教をもととした定義に立って他の宗教を判定しないで、その信仰になう民族や人々の生活活動における役割をみる中で宗教

の性格を研究してゆくのである。高橋師のように、前もって定義を定めて、これに合わないものは宗教でないとして断定するのは、ちょうど、泊めた旅人の背丈がベッドに合わないからと首を切り落した西洋のお伽話の鬼のような論理で、今日ではもはや学問的には一顧の価値もないのである。

そもそも「宗教」ということばの原点に帰って何が宗教かを改めて考えてみると、日本で明治以降「宗教」なる訳語のもととなった *Religio* なるラテン語は、直接には何か不思議な事物に遭遇したときのおそれを指し、こうした感情をひきおこす対象や、その対象に対する儀式・典礼をも意味するのであり、近代の科学的な宗教学は、このことばの意味する概念にほぼ一致する見方で、宗教感情や宗教現象を研究対象としているのである。

三、聖徳太子によって神道は「宗教」でなくなったか

もっとも高橋師も宗教学の知識を有すると自負しておられる以上、神道がもともと宗教でないとは主張していない。古神道が「アニミズム・自然崇拜・死霊崇拜・汎神の自然崇拜の信仰」であったことを認め、「やしろ」「みや」「ほこら」のような「宗教的施設」で、「かみ」にむかって「願望祈禱」「感謝報恩」「神威讃歎」「供物奉

献「慰靈鎮荒」「禊拔除災」「吉凶占卜」を行う古代日本人の宗教であったとして、「かく概観いたしますと、神社はたしかに『宗教』であります。自然宗教であり民族宗教であります」といわれている。

ところが、高橋師はその宗教が、仏教伝来によって「宗教の座」から習俗倫理・国典儀礼に変わったのであり、その交通整理をしたのが聖徳太子であったと主張されるのである。

このことの可否を論ずる前に、ちょっと高橋師の論理を見てみよう。高橋師は第二冊の私への批判の中でこう書いている。

「重ねて申します。宗教でないものが、だんだん発達して、いつの間にか宗教になっていた、などと云うそんなバカなことは絶対あり得ないし、また沢山の人がより集まって協議のうえ一つの宗教を作りあげる、などという事もできないし、また数代にわたっているらと『手なおし』を加えて、宗教でないものを宗教にできないし、赤い宗教から緑の宗教に変化させることもできません。

宗教はネン土細工ではないからです」

この論旨はきわめて明快である。ところがこう書かれる高橋師が、本来宗教であった神道が聖徳太子の英断の結果宗教でないものになったと強弁されるのは、私にはどうも合点がいかない。それとも、高橋師は、宗教でないものが

宗教になることはないが、宗教が宗教でないものにはなり得るといわれるのだろうか、あるいは「たくさんの人が集まって協議討論したり、長い間手なおして」は不可能なことでも、聖徳太子のような偉大な一人の人物には一と夜でできるともいうのだろうか。これではまるで手品師ではないか。高橋師の論理は自家撞着としかいいようがないではないか。

高橋師は、私が、宗教でなかった神道がだんだん発達して宗教になったと、いつているように受けとられたようだが、私は、高橋師のように、神道が宗教であったり、宗教でないものになったりした、などという「そんなバカな」とはどこにも書いていない。私の日蓮宗新聞の文章をもう一度読みなおしていただきたい。私のいわんとするところは、仏教伝来以後、仏教に従属した宗教、仏教と相互依存の関係にある宗教となっていた神道が、中世以降江戸時代までの間にその思想内容をとのえて、仏教から独立した宗教、仏教を排斥する宗教へと発達して来た、ということなのである。

神道は、仏教伝来以後、そして聖徳太子の英断によって、宗教の座を仏教に譲ったのではない。仏教に従属する宗教、仏教と相互依存関係にある宗教へと変容したまでのことである。以下、この点についてすこし述べておく。

高橋師もいわれるように、仏教が日本に伝来しても、神

道との間に凄惨な闘争が続いたわけではなかった。高橋師はそれについて、

「聖徳太子により

一、神道は『宗教』の『座』を仏教にあげわたし、自らは日本民族の習俗倫理・国儀典礼の新しい『座』についた。

二、仏教は『宗教』の『座』につくと同時に、日本民族の習俗倫理・国儀典礼を尊重するとともに、積極的に神道との融和と一体化につとめた」

と書いている。たしかに、仏教が伝来して在来の日本の宗教である神道と接触したとき、そこに大きな闘争は起こらなかった。しかし、それは、いままで宗教であった神道が、宗教であることをやめて他の領分にうつったとか、仏教が神道を宗教でないものと認めた、とかいうことではない。

仏教と神道がさして大きな衝突もなく融和し得たのは、両者の宗教思想のもつ寛容さと、両者の宗教としての高さの差があまりにも大きかったことが原因であって、聖徳太子がいかに卓抜した人格識見の持主ではあっても、太子一人の力で両者の融和がなし得たわけではない。

もともと神道は多神的な性格を強くもっている。人類学者たちの説によると、日本民族は太古、つぎつぎに日本列島に流れついた多くの周辺民族の複合体であるという。し

たがって神道もまた、周辺民族の信仰が複合してでき上ったもので、最初からきわめて多神的な性格をもっていた。

その上、大和朝廷が各民族を統合して統一国家を形成していった際にも、権力をにぎったものが力で自己の信仰を強制するということなく、在来の諸民族の神を尊重し、これを新たな守り神として受けいれていったのである。

このような信仰のあり方からいって、日本人が六世紀に朝鮮から伝来した仏教を「蕃神（となりぐにかみ）」と考へ、在来のわが国の神々と深く区別することなしに受け入れたのは不思議ではない。

仏教公伝をめぐって、蘇我氏と物部、中臣両氏との間に抗争があったことが伝えられているが、それはむしろ両者の政争の口実であつたともいわれ、日本書紀によれば、神・仏いづれかの「神」に対する不拝の崇りをおそれてのこととされている、異質の宗教に対する深い敵視の感情は、ここには認められない。

高橋師は、私が、「神道」とは「仏道」に対していわれはじめたことばであつて、これによって「神道が仏教に對抗する宗教として考えられていたことはまちがいない」と記したことについて、書記の用例では「仏法」であつて「仏道」ではなく、仏教と「対立抗争す」る宗教として神道と名づけたというのは私の独断であると書いている。しかし、私がここに「対立」「對抗」と書いたのは別に「抗

争」という意味ではない。新しい外来宗教としての仏教に對して、日本古来の民族の宗教として神道を位置づけた、という意味であり、外来の仏教ばかりが宗教ではなく、日本にもちゃんと古来の宗教があるという主張を含めて「神道」と名づけたということである。対立・対抗を「対立抗争」にエスカレートさせたのは高橋師自身である。

また、「神道」の語が「仏道」に對した名前である、ということ、明治政府が編纂した古事資料の集大成「古事類苑」神道部の一にちゃんとそう記されているのであって、私が勝手に「仏法」を「仏道」にすりかえたわけではない。「古事類苑」は故事を調べるにあたってまず参照すべきものとされていることは、高橋智遍師であればよく御存知のことであろう。

高橋師がいわれるまでもなく、日本仏教の興隆にとつて、聖徳太子というすぐれた指導者の功績は忘れることができない。それはただ仏教の外護者という点だけでなく、仏教の思想内容を深く理解したはじめての日本人であるという点で仏教史上銘記されなければならないのであるが、今日の歴史学においては太子の事蹟のうち確實とされるものは驚くほど少い。したがって、深く仏教を理解された太子が神道をどのように考え、位置づけられていたかを今日知ることはできないのである。

聖徳太子の時代、神祇崇拜にも大きな関心が払われてい

たことは事実であるが、これについて高橋師のいわれるように神祇崇拜は宗教ではなく、習俗倫理・国饗典礼として行うのである、というようなことは、太子当時のことを記す文献のどこにあるのか。これはまったく高橋師の独断的類推にすぎないのではないか。

高橋師は、聖徳太子が仏教を信じながら、宗教としての神祇崇拜を行ったのならば、それは「精神分裂症」ではないかといわれるが、それは近代的な（一神教的な）宗教観をもって過去を判断することであり、すでに記したように、二つの宗教の併存を疑わなかったのが古代日本人なのである。その中で聖徳太子のみは、人なみすぐれた進んだ宗教意識を持った人物であったからには、その併存についての疑念や、その疑念を解く独自の解釈を持ったであろうかとも考えられるが、たとえそうであったとしても、それは太子個人の胸の中にあつて、それがそのまま政治的な法令や詔書にあらわれはしなかったことは、当時の日本人の宗教水準からいって当然のことである。

仏・神二つの宗教の併存に疑いをもち、これを解釈し、二教の位置づけを明らかにするところのみは、当然のことながら、高度な宗教である仏教の立場からなされた。これが神仏習合である。もし、高橋師がいうように、神道が宗教の座から去ってしまったならば、神仏習合の必要はなかったのである。

もともと領域のちがうものが、それぞれに存在しているばあい、人はその位置づけにそれほどの努力を払う必要はない。それぞれの領域をきめてしまえば、あとは両者の関係を長い間かかって考究しなければならぬといわれはならずである。しかし、仏教と神道との関係はそうではない。片や超越的・普遍的・体系的・理論的、片や現世的・民族的・無体系的・直観的という二つの宗教が併存している。これに対して位置づけを与える必要があるからこそ「神仏習合」が行われなければならなかったのである。

これに対して、高橋師は、二つの宗教は絶対に併存し得ない、という観点に立っている。そんなことができるならば、それは精神分裂症だと主張する。しかし、それは日本人の宗教意識とその変遷発達の跡をありのままに見ようとならないからである。

高橋師はいわれる、「他教異宗の存続をみとめ、またその解釈をゆるす、そんな『宗教』があるでしょうか、宗教はどの宗教も自己を唯一絶対と主張するもので、その宗教のどこかで他教異宗の共同存在を拒否するものです」と。

なるほど、ヨーロッパにおいては、二つの宗教が接触したとき、一方は他方を否定し、これを撲滅しようとした。しかし、アジアにおいては必ずしもそうではない。仏教が興起したとき、伝統的なバラモン教との間に緊張関係が皆無であったわけではないが、ヨーロッパにおけるような血

で血を洗う抗争はきわめて稀だった。インド仏教に殉教の歴史が少ないのもそのためである。仏陀はバラモン教の神々を頭から否定されたのではない。それに仏教的な位置づけを与えられたのである。だからこそ梵天も帝釈天も、日本では仏教の神として受け入れられているのである。また、のちにヒンズー教が興ったときには逆に、仏陀は頭から否定されることなくその宗教の中の聖者に加えられたのである。

日本でもそうであった。在来の神道の神々を仏教の中にも位置づけるか、それが神仏習合であり、本地垂迹説はその発達したものである。

このように、二つの宗教が接触したとき、これが必ずしも闘争という形をとらず、一方が他方を従属させて併存するというあり方について、中村元氏は、アジアという農耕地域に特有のあり方で、農業民族は抗争によって生産を発展させることは少く、むしろ他の農耕民族の智慧を吸収することによって発展するものであるのに対し、遊牧民族は必ず他の民族とたたかい、これを追放することによって牧地を得るといふ生活・生産様式の反映であるといふことをかつて話されたことがあり、私も興味深くこれを聞いたが、神道も仏教もアジアに生まれた寛容な宗教であった点で共通していた。ここに、両宗教が相互依存的に併存する神仏習合が行われたのである。しかもその神仏習合は、神

道にくらべてはるかに高度の教義思想をもつ仏教の側からなされたものであり、したがって、神は仏に対する従属的存在である仏法擁護の神として位置づけられ、神道は仏教に包含される宗教として認容されることとなったのである。このようにして、仏教と神道という本来異質な宗教が相互依存的関係のもとに併存したのであって、これをもって神道が宗教の座を下りたということは当たらないのである。

神仏習合によって、仏教と神道は融和し、日本古来の神を崇めていたものも仏教に帰依し、逆に仏教を信ずる者も神に対する敬意をはらう理由が明らかにされたのである。

これは私の独断の見解ではない。神道研究者として知られ、かつて神宮皇学館大学に教鞭をとった宗教学者原田敏明氏もその著書「宗教と社会」につぎのようにのべている。「神が仏法を守護し、仏法で神が救われるということ、神を祭ることと仏法とが相並ぶとか、対立するということではない。それは全く仏法によって包括されたもので、仏法の教のほかに神の教というようなものがあるのではない」

常に対立物を克服して発展するという、近代西欧思想の立場からこれをみれば、このような宗教意識は「シンクレチズム(重層信仰)」という侮蔑的感情を含めたことばをえてはめられるわけだし、高橋師が、宗教とは常に排他的

なものだという立場から、神仏二教の併存を否定し、神道を非宗教とすることによってこれを会通しようとするのも、このような対立物抗争の発想に通ずるものを含んでいるのだが、それはアジア的発想を理解し、日本の歴史の現実をありのままに見ないものといえよう。

五、神仏習合と本地垂迹

ここでやや脱線する感はあるが、高橋師の私に対する批判に対して一言しておきたいことがある。

日蓮宗新聞の小論に「奈良・平安時代初期には『神は人より上位であるが、仏に対してみれば煩惱になやむ衆生にすぎない』とされていましたが、弓削の道鏡の事件で仏教が権威をやや失墜し、神々の地位が上ったため、『仏が衆生済度のため日本の神となった』という本地垂迹説が説かれるようになりました」と記したのを、高橋師が「日本仏教史学界で、まさしく先人未発の『本地垂迹』論」と揶揄的に批評されたことについてである。

高橋師によれば道鏡事件以後「本地垂迹」説が説き出されたのではなく、「本地垂迹」に悪のりしたため道鏡は失脚したのだとされる。そして、聖武天皇当時すでに神仏習合は盛行していたといわれる。

そして、「私見をもってすれば、神仏習合、本地垂迹の開端は、実に聖徳太子にあったのではないかと推測いたし

ます」と書いておられるが、このあたり、高橋師はどうも「神仏習合」と「本地垂迹」を区別なしに使用して、そこから批判されているらしい。先にも記したように「本地垂迹」説は、「神仏習合」思想の中の発達した段階である。ちなみにこれを東大出版会発行の「宗教学辞典」によってみると、

「神仏習合には三段階ある。第一は奈良中期頃の『護法の神』の觀念で、神道の神々は仏法を守るとされ、東大寺八幡など寺院に鎮守が祭られた。第二は同じ頃の『神々の解脱』で、神は宿業により六道の最上位である天の位置にあり輪廻の苦惱から解脱を望んでいるとし、神社の境内に神宮寺（神願寺）を建て神前で読経などした。第三は平安初期以降の『本地垂迹』で、仏は神の本体、神は仏の仮のあらわれ（権現）であるとして神に菩薩号を奉り、神体には本地仏や僧形の神像を置いた」とのせられている。

ここにもみるとおり、「本地垂迹」説は、神仏習合の第三段階をさしているものであり、第一、第二段階は、まだ「本地垂迹」とは呼ばないのである。高橋師自身、「第三段階は、神は菩薩よりさらに進んで『仏』となり、ここに神仏同体がときいだされ、仏が日本国を化導すべく神と垂迹するという完成整備された本地垂迹説となる」と書かれているのだが、その後、本地垂迹の萌芽は、すでに聖武天皇

の時代にあったとされているのをみると、どうもこのあたりが明らかでないようだ。高橋師は辻善之助博士の名前を持ち出されて、自説を裏付けようとしているがその辻博士は、高橋師が聖武朝の本地垂迹説の証拠とされる「東大寺要録」に記された伝説は後代に作られたものだとして断定しておられるのである。辻博士の名前を持ち出されるのならば、このあたりはどのように会通されるのだろうか。

また、高橋師は「仏教の権威は道鏡の事件でいささかも失墜していない」といい、私が、仏教の権威がやや失墜したというのを「初めての新説」とされるが果してそうであろうか。道鏡が失脚して、光仁朝になると、対仏教政策がきびしくなり、僧侶は政界から追放され、僧綱所は大政官の下におかれて自主的な度牒ができなくなり、さらに桓武天皇が平安京に遷都されてからは「法花司」と「造東大寺司」が廃されて仏教に対する国家の保護は次々と打切られていったのである。これに対して国家機構内部の仏教としてでなく、独立した仏教として真の仏教の権威の回復をはかったのが、伝教大師であったのではないか。

以上、枝葉末節にかかずらわったようだが、高橋師がこんなところをとらえて、鬼の首でもとったように「一身延山久遠寺の祖師像が行方不明に蒸発した事件にも吃驚したが、それ以上におどろいた」などと書き立てて、まるでこの一事で私の所論のすべてがあやまりかのようにさわぎ立

てているのでやむを得ずくだらない反駁をせざるを得なくなった。

なお、念のため記せば、この点は高橋師はふれておられないが、叙上の小論の文は、新聞の字数の関係で大きくはしょって舌足らずであり、これだけみると、道鏡事件以後ただちに本地垂迹説が起きたといっているようにもとらわがちだが、そういう意味ではなく、この事件以後、仏教の權威の回復の大きな流れの中で本地垂迹説が起こって来たということであることを附記しておく。

六、日蓮聖人の国神観

高橋師によれば、神社を宗教として国営化（国家護持と呼んでもその内容にはいささかのちがいがいもない）することに反対するのは日蓮聖人のおしえに反するものであるといふが、果してそうであるうか。

高橋師も私も、日蓮聖人があつて敬神の念をいだいておられたとする点ではちがいがいない。しかし、高橋師は、四箇格言をもって他宗を排斥されたほど純一無雑な信仰をもたれた日蓮聖人が同時に敬神の念をもたれたということこそ、神道が「宗教」でなかった証拠であると主張されており、私が、日蓮聖人の敬神の思想は、神を仏法擁護の善神と位置づけられてのことでありどこまでも正法為本であると主張するのと食いちがっている。

ここで、私は、まず第一に、日蓮聖人の「四箇格言」に示された宗教的きびしさの意義について、第二に、日蓮聖人の神観念について、第三に高橋師が、その第二冊において私に対して書かれた、天照・八幡は「あくまで法華經の守護神」に過ぎないものではなく「本国土妙垂迹示現の天照八幡」である、という点についてのべ、高橋師の所論を批評したいと思う。

高橋師はいう「日蓮聖人の宗教は、他宗の本尊・神仏・經典・教儀・依師・信仰・修行・儀式・寺院・教会の併存をみとめていますかネ。もし、そうだとすれば、四箇格言もデタラメ、四海扁妙もウン、目茶苦茶ではありませんか」。

日蓮聖人はたしかに諸宗をきびしく批判された。しかし、それは諸宗の信仰が聖人の信仰と異なる「他の宗教」であったからではない。聖人の教えは、創価学会のように自己の信ずる教えは正法で他の一切の教えは邪法であるとするような狭隘なものでは決してなかった。この点、高橋師も創価学会同様日蓮聖人の教えを誤解しているのではないかという疑問を私はいだくのである。

それでは聖人が諸宗をきびしく批判されたのはなぜか、それはそれらの宗々が単に他宗であるからではなく法華經最勝の教えを誹謗する「謗法」であったからである。

日蓮聖人は立教開宗の最初からまず念仏を批判された。

これは当時の浄土念仏の流布が法然の主張のとおり人々に一代聖教、わけても法華経を放棄（捨閑闕抛）させる重大な謗法であったのであることは建長七年の「念仏無間抄」をはじめとして、「立正安国論」「撰時抄」その他多くの遺文によって明らかであり、いまさらその内容について述べるまでもないであろう。

聖人が念仏について批判されたのは禅宗であった。当時禅宗は時頼をはじめ鎌倉幕府上層部の帰依を受けて社会的に大きな影響をもっていた。しかもその主張するところは、一代聖教の説相を無視する「教外別伝」であり、その実際の信仰のあり方は達磨大師を本尊視して本仏釈尊への信仰をないがしろにする体のものであった。これに対して聖人は

「禅宗は天魔波旬の説と云々。此又日蓮が私の言に非ず。彼の宗の人々の云く『教外別伝』云々。仏の遺言に云く『我経の外に正法有りといはば天魔の説なり』云々。『教外別伝の言、あに此の科を脱れんや』（行敏訴状会通)

「禅宗の人々は経と仏をば闕いて達磨を本尊とす」（新池殿御消息）

と、禅宗が正法を否定し、本仏釈尊への帰依を忘れさせるが故にこれを悲難されたのである。

真言宗に対してはどうか、日蓮聖人は最初から真言宗を

批判されたのではない。聖人みずから「年三十三建長五年の春の比より念仏宗と禅宗とをせめはじめて後に真言宗等をせむ」（破良観等御書）といわれるように真言批判を開始されたのは、聖人四一才（弘長二年）の「顕謗法抄」以後のことであり、それ以来「法華真言勝劣事」「善無畏抄」「善無畏三蔵抄」「真言天台勝劣事」「撰時抄」等において真言宗を批判されたのであるが、その主な理由は、彼の宗が大日如来を無始法終の法身仏として釈尊を大日如来の応身とする邪義を立てること、顕密二教判を立てて正法たる法華経をくだす謗法を説くことである。

このような真言宗の謗法的性格は、弘長二年から始まるのでないことはいうまでもない。にもかかわらずこれに対する批判を立教開宗後十年もたつてはじめてられたのは、弘長二年、釈尊、忍性（良観）が鎌倉に入って時頼に授戒し、その謗法の性格が社会的現実となつてあらわれたからである。

それ以前の日蓮聖人は開宗の翌年「不動愛染感見記」にみずから真言宗の本尊大日如来の姿を写し、しかも「大日如来より日蓮に至る二十三代嫡々相承」と記しておられるし、「唱法華題目抄」（文応元年）には

「権経の人次第に国中に充滿せば法華経随喜の心も留まり、国中に王なきが如く、人の神を失るが如く、法華真言の諸の山寺荒れて、諸天善神一切の聖人国を捨てて

去れば……人民をや亡ぼさんずらん」

と書かれていて、真言宗批判をされていない。高橋師はこれをどうみられるか。他宗の本尊を感じされた時代の日蓮聖人は「謗法」であったといわれるだろうか。それとも、真言宗は弘長二年以前は「宗教」ではなかったとでも考えるべきなのだろうか。

以上、神道とかかわりないことをのべたようだが、これをもって日蓮聖人の諸宗批判の原則が、それらの諸宗が謗法の教義を立て、しかもそれが実際に人々に流布されて法華経流通の障害になったときにはじめてこれを批判されたことを知っていたためである。

「日蓮は何れの宗の元祖にもあらず、又末葉にもあらず」（妙密上人御消息）との宣言は、日蓮聖人の宗教が決して他宗と対立するために立てられたのではなく、法華経をもって全仏教・全宗教を統一しようとの開会の根本的立場に立つものであったことを示すものであり、これは法華経に絶対帰依された日蓮聖人としては当然のことといえるし、このことを理解すれば、ここにのべた聖人の諸宗批判の原則もおのずと理解されることであろう。これを理解できない後世の「日蓮主義者」はこの原則をふみはずして他宗を批判し、そのために聖人と聖人の教えを狭隘化し世人に誤解せしめている誤りは決して小さくはない。

以上のべた日蓮聖人の他宗に対する態度の原則を理解す

れば、聖人の国神観に対する疑問も自然氷解しよう。聖人は、日本仏教の本地垂迹思想をふまえて、国神を仏教の外にある神としてでなく、仏教に包括された守護神、垂迹神として崇敬されたのである。このことは、高橋師も引かれる「三沢抄」に「神は所従なり、法華経は主君なり」といわれることにも示されており、法華経・釈尊への第一義的帰依の原則をふみはずさない限りにおいて神社参拝を容認されたのもこのためである。聖人が神社参拝を認められたのは神社が宗教でないからだとされるのは高橋師一流のことじつけである。

高橋師は、日蓮宗新聞の小論の

「宗祖日蓮聖人は天照・八幡をはじめとする国神を敬まわれましたが、それはあくまで仏教の真髓法華経の守護神としてであって、神を仏の上におく宗教以上の存在としてではありませぬ」

という記述をとらえて、これは私が天照・八幡の特別の意味を認めるのがイヤで、万国共通の「守護神」としておきたがっているのだと書いている。

勤ぐりも休み休みいってほしいものである。私は何も天照・八幡が鬼子母神・十羅刹女と同じ「万国共通」の守護神にすぎないなどといっているのではない。

聖人は「日本国の小神」（「真言諸宗異目」その他）である天照・八幡の位置を「本地釈迦如来の垂迹」にまで高

められたが、それは天照・八幡を法華經の行者である御自身を守護する神とみられたためであつて、神国日本の祖神であることをもつてそのまま垂迹神とみとめられたのではないことは、高橋師も充分御存知であるう。

高橋師もいわれるとおり、聖人は文永十一年十二月凶顯の曼荼羅に「南無天照八幡等諸仏」と書かれたが、もしこれをもつて聖人が天照・八幡が日本国の祖神であるが故に諸仏と同位に置かれたと考へるならばそれはたいへんな誤解である。

聖人は同年に係る「聖人知三事」にはじめて自身を「日蓮はこれ法華經の行者なり」と示された。この曼荼羅に「上行菩薩世に出現して始めてこれを弘宣したもう」と記されたのは、この「法華經の行者」の本地の自覚をあらわされたものであり、それに対応して、日蓮守護の天照・八幡を「諸仏」としてその本地を示されたのである。聖人の上行自覚が「因」であり、天照・八幡の本地の顯現は「縁」であつて、その逆ではない。私が天照・八幡を「あくまで法華經の守護神」とすることが、「教学的にゼロ」ときめつける前に、よくよくこの辺を考へていただきたいものである。

ところで、高橋師は、日蓮聖人が、天照大神は世界のあらゆる国の神よりも超絶した「神」と崇められたと主張される。

すなわち、

「日本は外道・小乗が一人もない純大乘国で、当時の先進国であるインド(月氏)、支那(漢土)にもすぐれ全世界(一閻浮提)の八万の国々にも起えたる国で、天照大神はその国家をつくり出した祖先神であるから、当然、世界のあらゆる国々の氏族神・祖先神・英雄神よりも超絶した『神』となります」

このあたり、高橋師の筆はなかなか巧妙である。これにつづいて同師は「神国王御書」の

「我が日本国は一閻浮提の内、月氏・漢土にもすぐれ、八万の国にも超えたる国ぞかし」という一句を引用されて、自己の主張がまるで日蓮聖人の所説のままであるかのような錯覚を讀者に起こさしめる。これだけ読むと、あたかも日蓮聖人が「八万の国にも超えたる国」といわれたのは、天照大神があるためかと思つてしまふそうだが、神国王御書のその先を拝読すれば、聖人のいわれることと高橋師の主張にはだいぶ違いがあることはすぐわかる。

「しかるに我が日本国は一閻浮提の内、月氏・漢土にもすぐれ、八万の国にも超えたる国ぞかし。其の故は月氏の仏法は西域記等に載せられて候但だ七十余国なり。其の余は皆外道の国なり。漢土の寺は十万八千四十所なり。我朝の山寺は十七万一千三十七所。此の国は月氏漢土に対すれば、日本国に伊豆の大島を對せるがごとし。

寺をかざうれば漢土月氏にも雲泥すぎたり。かれは大乗の国・小乗の国、大乘も権大乘の国なり。此れは寺ごとに八宗十宗をならい、家々宅々に大乘を誦誦す。彼の月氏漢土等は仏法を用ゆる人は千人に一人なり。此の日本国は外道一人もなし。其の上、神は又第一天照大神、第二八幡大菩薩、第三は山王等の三千余社、昼夜に我が国をまほり、朝夕に國家を見そなわし給う。其の上、天照大神は内侍所と申す明鏡にかげをうかべ、大裏にあがめられ給ふ。八幡大菩薩は宝殿をすてて主上の頂を栖とし給ふと申す。仏の加護と申し、神の守護と申し、いかなれば彼の安徳と隠岐と阿波・佐渡等の王は相伝の所従等にせめられて、或は殺され、或は島に放たれ、或は鬼となり或は大地獄には墮し給ひしぞ」

この聖人の御文章を落ちついで読んでいただきたい。日本国が八方の国にすぐれている理由として聖人があげられているのは一向大乘の国であるということである。日本は一向大乘の国であるから月氏・漢土にすぐれ、八万の国に起えている。そういうすぐれた国である上に天照・八幡の加護もある。そういう意味だということは御文章の上から明らかである。それを、そのすぐれた国の祖先神だから天照大神は世界のどの国よりも超絶した『神』だというのが日蓮聖人の御主張だというのはあまりに聖人の文意から離れ、論理としても飛躍している。このような聖人遺文の読

み方は、聖人が固くいましめられた「己が心を読む」ことになりはしないか。

さらに高橋師は

「本国土妙、本有靈山の日本国の祖神であればこそ、全人類（日本民族だけではない）の礼拝の対象たるマンガラ本尊の、南無妙法蓮華経の首題の直下に『天照・八幡』と勧請されてあるのです」

と書かれている。ちょっと見には「なるほど」と思える文章だが、再読、大きな誤まりが含まれている。これは「日本国の祖神」である天照・八幡を日本民族だけでない全人類に押しつけることにもなりかねない。いったい日蓮聖人はそんな国家主義的宗教家であったのだろうか。

「本国土妙・本有靈山の日本国の祖神」

と書きつらねるところに高橋師のマジックがある。日蓮聖人が天照・八幡を曼荼羅に勧請されたのは「日女御前御返事」に示されたとおり

「しかのみならず、日本国の守護神たる天照太神・八幡大菩薩・天神七代・地神五代の神々、総じて大小の神祇等体の神つらなる。其の余の用の神豈にもるべきや。宝塔品に云く、諸の大衆を接して皆虚空に在らしむ云々。此等の仏・菩薩・大聖等、総じて序品列坐の二界八番の雑衆等、一人ももれず、此の御本尊の中に住し給ひ、妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる」

からである。天照・八幡も「妙法五字の光明にてらされる」存在、すなわち本仏の所化であり、救済の対象であることを、聖人ははっきりりと位置づけておられるのである。

高橋師はしきりに、天照・八幡は「かいなでの」「法華經の守護神」にすぎないのではないと強調される。それではいったいそれ以上の何なのかということを高橋師の文章を読んでいくと「日本国の宗廟」「日本国の祖神」という語がしきりに出てくる。そして、日本国が法華經有縁の地、本国土妙であることと、この「日本国の祖神」であることを必然的な関係として結びつけようとしておられる。こうして、いつしか、日本国が法華經有縁の国であるのは天照大神を祖神といたたく神国であるためだというのが、日蓮聖人の国神観・国土観であるかのように思わされるしくみである。このような考え方は、祖意をへだたせることとはかなものがあることを指摘せずにはいられない。

高橋師は「一乗法華の有縁の国たる日本国の祖神」といわれるが、そこに引かれた御書

「日本国は一向大乘の国なり、大乘の中にも法華經の国たるべし」(教機時国抄)

「日本国は一向大乘の国、大乘の中の一乗の国なり」(十章抄)

「日本国は純ら法華經の機なり」(南条抄)

「日本国は法華・涅槃の有縁の地なり……日本国は殊に

法華經の流布すべき処」(守護国家論)

のどこに、法華有縁の国であることと日本が天照大神を祖神と仰ぐことの必然の關係が聖人によって示されているといわれるのか。文証があるというならばはっきりと示すべきであろう。それをされずに、「この場合の日本国とは……日本国の本質、いわゆる国体です」と高橋師はいわれる。「日本国の国体」ということばは、戦時中さかんにいわれた「万世一系の天皇を仰ぎ、その天皇のために国民は義勇公に奉じ、皇祖皇宗の恩に奉ずる日本の特質」を示すことばである。いったい日蓮聖人が日本を法華有縁の国といわれたどこからこんな結論が出てくるのか、ただただ啞然とするほかはない。

もう一度いっておきたい。高橋師は「日本国の祖神天照大神」を強調されるが、日蓮聖人の全体の教義の中に位置づけられる国神観はそういうものではない。聖人においては何にもまして「法華經の行者日蓮の守護神天照八幡」なのである。聖人の国神観・国土観をさして「神国思想」とよぶ人もいるが、聖人のばあい、第一義的に、国神が法華經と法華經の行者を守護すべく垂迹された国土という意味であって、「神皇正統記」のような、天照大神の万世一系の子孫が統治する神国という思想とは明らかに異質である。高橋師のように「国土の宗廟祖神」「日本国の祖神」を強調されるのは、超国家的視野に立たれる日蓮聖人の思

想よりも、むしろのちの国家神道思想形成のよりどころとなった北畠親房の神国思想の系譜に立つことになりはしないだろうか。そのような聖人理解は聖人の教えを狭小にし、聖人の慈悲を狭隘なものとする誤まりをおかすことになるであろう。

かつて浅井要麟師は、国家神道下において（高橋師はそれを否定されるが）、国家神道のショービニスティックな性格を暗に批判し（さすがの特高もこれを読みとれなかつたらしい）、ひるがえって、聖人の教えを狭隘化する「日蓮主義者」をいましめてつぎのように書かれた。このことばは、今日においても鋭い警鐘であるので、少し長くなるが、この章の結びにかえてここに引用しておきたい。

「日本国の天穢無窮、千古不滅を信ずる日本人に取つて、国家的宗教の没落を憂ふるは杞憂であるとしても、国家的色彩の濃厚なるがために世界的普遍性を失ひ、慈悲広大なるべき大宗教をして、全人類に光被せしめ得ざる憾みがある。この点は聖人の教を奉ずるものの大に戒慎し、深く省察すべきである。かく云へばとて、私は決して法華経と日本国との法国冥合を非認するものではない。聖人の立正安国の叫びは、畢竟法国冥合を主張されたものであるから、その点にはもちろん異議はない。ただ聖人の仏国土建設が世界を目標とするものである。超国家的であり、「日本国」の呼称が世界を意味す

るものである以上、第二第三の国家に対しても、法華経とその国々との法国冥合が認めらるべきである、といふことを条件とせねばならぬ。聖人が教機時国序の五綱を示されたのも、その為めの用意に出たもので、独り日本国に対してのみ説かれたのではない。支那にも印度にも乃至英米独仏等にも当然適用さるべきものであつて、これに依つて法華経の支那化印度化が行はれ、やがては英米独仏化が行はれなければならない。若しそれを否認する日蓮主義者がありとすれば、それは民族的独尊主義に捉はれた偏見であらう。」（日蓮聖人御遺文講義・神国王御書解題）

七、神社国営化と軍国主義

以上、日蓮聖人の国神観について高橋師の誤まりを指摘して来たのであるが、聖人は神道をもつて仏教とは別のものはとみられなかった。これは何度もいうとおり、当時神道は仏教に包含され、仏教に従属していたからであつて、ほとんど独立した宗教の姿をもつていなかったためである。それが、日蓮宗新聞にもあらましをのべたとおり、中世以後江戸時代までの間に、仏教から独立し、仏教を排斥する宗教へと発達して来た。神道家たちは、天照大神を法華経・仏法の守護神としてではなく、むしろ仏を含むすべての存在も神々にその根元を發しているものとする学説を

うちたて、この理念をもって神道を国家の政治理念とし、国家の祭祀としていたのである。

このような位置づけにおいて国神を崇めることは、日蓮聖人の教えに沿うゆえんとはいえないであろう。明治政府は三教一致の名による公然たる神道国教化が失敗したのちに、今度は「神道は宗教ではない」と主張して特別の保護管理のもとにおき、学校教育、軍隊教育その他国民教育の体系を神道理念によつてうちたて「皇民思想」を鼓吹した。高橋師は、私が「宗教でないものという強弁のもとに、仏教をはじめ他の宗教の上に君臨するものとされた」とのべたのに対し、初めて聞く「君臨」説だと書いている。そして神社が国家護持された時でも信教の自由は十二分にあつたとしておられる。高橋師のいわれるところによると、寺院を破壊したり、読経を禁止したり、僧侶や牧師を銃殺でもない限りは神社参拝を強要したぐらいでは「君臨」とはいえないらしいのだが、神官たちによつて日蓮宗曼荼羅における天照大神尊号の座配や真言宗の本地垂迹説、臨済宗の授戒和讃等が不敬として告訴されたり、日蓮宗・真宗の宗祖遺文の削除が命ぜられた事件をはじめ、当時の神社神道の教えにふれるものはすべて弾圧されたことはぬぐい去ることのできないいまわしい事実である。これでも「信教の自由」が十二分にあつたといわれる高橋師の「自由」とはいったいどんなものなのだろう。

高橋師は、自分の主張は、神社や神道を宗教の上位におくのもなければ、「君臨」せしめるのでもなく、宗教の「外」におくものだといわれるが、歴史は、神道が「超宗教」として「国家護持」されたことによつて、諸宗教が圧迫されたことをものがたっているのである。このことを御存知ないとすれば、私は高橋師の「無知にして寡聞」なことに驚くばかりである。

高橋師によれば、靖国神社の国家護持が軍国主義復活につながるというのは愚劣な推測であり、日本人を愚弄した議論であり、軍国主義復活など絶対あり得ないという。その理由として、戦後の日本が一兵も用いず、一センチの植民地もなくしてこの繁栄をかちとつたことをあげておられる。

しかし、私にはそう手ばなしに安心してよいとは思えない。日本の「高度成長」がゆきづまってきたことは誰の目にも明らかである。企業がどんどん外国に進出し、発展途上国の安い労働力と未開発の市場を得ることによつて、ふくれ上がった利潤を維持しようとしており、そこに「エコノミック・アニマル」という日本人への警戒と侮蔑の呼称が生まれ、日本の首相が民衆に石を投げられている事実を見のがしてはならない。もし力でこれを押し切ろうとするならば、それは軍国主義・帝国主義となる。利潤のためには公害によつて自国民の生命や自然を傷つけることを辞さ

ない企業がその道をあゆまないという保証はないのである。公害を防止するのが、市民の運動である如く、軍国主義・帝国主義への道をはばむのは、国民の不断の警戒と運動の他にはない。このような危険から目をそらすことこそ国民を愚弄するものなのである。

自衛隊では、朝鮮や近隣諸国を仮想敵とする作戦計画を立て、それにもとづく演習をくりかえしていることは国会でしばしば問題になっている。日本は核武装すべしという声も隠然と強まっている。これが作戦計画だけならば、あるいは右翼や一部のタカ派政治家の声であるうちはまだよい。しかし、それがいったん企業の海外拡張主義と結びついたときは、日本が急速に軍国主義・帝国主義の道をつぎ進む可能性は現に存在しているのであって、決して杞憂ではない。このような憂慮を「アカに同調する」といつてきめつけることこそ、国民の自由な言論や民主主義を守ろうとする声をおさえつけ、軍国主義化を助けるものとなる。靖国神社の国営化にもっとも熱心な人々に自衛隊の有力の関係者がいることは、少くともこの人々がそのような方向を予想して靖国神社の国営化を期しているのだという証拠である。このような危険を指摘し、危険を未然に防ぐことこそ、国民の目を開かせることであることを、ここで強調しておきたい。

八、むすび

ところで、靖国神社法案はいま自民党の中で大はばな手なおしがされているという。靖国神社はそのままにして、外廓団体をつくりそれを国が援助する道を考えたり、天皇が元首として靖国参拝ができる方法を練っているというが、いずれにせよ、神道施設に国が特別の保護を与えるものであることに変わりはない。

高橋師は、日蓮聖人が国神を敬われたのに、その末弟である日蓮宗が神社の国家護持に反対するのは聖祖の「大義」に反するといわれるが、今日の靖国国営化論、神社国家護持論は、仏への帰依を条件とするものではなく、「主君」たる法華経はそのままにして、「所従」たる神を特別に崇敬しようとするものであることは否定し得ないであろう。このことに目をふさいで「神社国家護持」を叫ぶことこそ、日蓮聖人の「大義」に反するものである。そのため「神社は宗教でないから信教の自由に反しない」などという会通のしかたは、たとえ、それが日蓮聖人のことばをもって紛飾されてはいても、小神たる神を久遠の本仏より上に位させる道でしかないことは、もはや多言を要しない。

高橋師にかぎらず、「神社非宗教」を強調する人々は、「信教の自由」を「良心の自由」から切り離してきわめて

微視的にとらえている。日本国憲法は第二十條の信教の自由の前に第十九條に「思想および良心の自由」を保証しているが、これは信教の自由が良心の自由の上にはじめて成り立ち得るからである。ヨーロッパ諸国の憲法ではわざわざ「信教の自由」を条文化せず「良心の自由」のうちにふくめておくことからも、この両者の關係は明らかである。宗教である神道・神社をたとえ「非宗教」「超宗教」であるといくゝるめてみても、それが人間の良心にかかわるものであることまで否認することはできないはずである。高橋師は日蓮聖人の国神觀についてのべる中で、聖人が「天照大神をはじめ、国神は、とくに天照大神は公平で依怙蟲貞なく（諫曉八幡抄）、正直を愛し非礼をにくむ（諸御書）」とのべられていることをあげておられるが、まさにそのとおり、神道・神社は国民の良心にかかわるものなのである。良心の自由とは、人間が独立の、他の誰にも従属せず自己の良心を侵されない者であることを保証するものであって、これなしに他の一切の自由は皆形骸化してしまうのである。日蓮聖人は「撰時抄」に「王地に生れたれば身をば随へられたてまつるやうなりとも、心をば随へられたてまつるべからず」と宣言されたが、これこそが「良心の自由」の精神である。高山樗牛は、この聖人のことばを「一個の靈が地上のすべての圧迫に対し嚴然として個人の自由と神性を主張した人類的宣言」と讚歎している。聖人

がその生涯をもって守りぬかれた「良心の自由」、そして幾多の先覚者が身命をなげうって、今日憲法にも保証されるにいたった「良心の自由」というものを、われわれはよく考え、うけとめなければならぬ。この立場に立つとき、国民の精神的領域・良心に国家が介入する道を与えるような神道への特權附与は断じて容認することができないはずである。